

第4章 計画の推進と評価

第1 計画の推進

1 推進

本計画の策定主体である「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会」を計画推進の中心的組織と位置付け、市民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割分担と進捗状況を確認しながら、計画を推進していきます。

2 連携

互いに支え合う心ゆたかな福祉のまちづくりを目指し、市民・地域をあげて、効果的に取り組むため、市、市社会福祉協議会のほか、コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、ボランティア団体、地域活動団体、福祉関係事業者、福祉施設その他関係機関など連携を強化していきます。

【各主体の連携による地域福祉推進のイメージ】

第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画の推進

【基本目標】

- 地域を支える
人づくり
- 人がつながる
仕組みづくり
- 共に支え合う
地域づくり

地域の課題解決及び福祉の推進

光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会

自治会・福祉員

市民活動団体

ボランティア団体
個人ボランティア

民生委員・児童委員

市民

コミュニティ協議会

民間企業

福祉事業者

光市

光市社会福祉協議会

みんなで支え合う

心ゆたかな福祉のまちづくり

第2 それぞれの役割

“みんなで支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり” をめざすために

地域福祉の主役は地域で暮らす市民一人ひとりです。地域には多様な課題が潜在しており、それらの課題に対応し、住み慣れた地域で支え合う地域づくりを実現していくためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域において活動するコミュニティ団体、自治会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア、関係機関・団体、福祉事業者等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら計画を推進していくことが大切です。

1 市民の役割

自分でできることは自分でする「自助」の意識を前提に、一人ひとりが地域福祉に対する意識や理解を深め、地域の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域の活動の担い手として、「互助」の意識を高揚させ、ボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、定年退職した世代は、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域活動の大切な担い手として積極的に参画することが期待されます。

2 地域・団体の役割

(1) 地域の組織・団体

コミュニティ協議会、自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などは、地域における福祉活動推進の中心的な役割を担うことが期待されています。市や市社会福祉協議会は、これらの地域組織・団体の活動と連携して地域福祉を推進していきます。

地域の課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、互いに連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが大切です。

また、コミュニティ協議会は、地域における福祉活動を担うそれぞれの組織・団体が連携を図りながら活動を進めていくための協議やつながりの場として機能することが期待されます。

(2) 市民活動団体

それぞれの団体の活動をとおして、地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活性化するとともに、福祉活動にとどまらず、活動内容の広報や、行政との連携・協力を行うことが期待されています。

(3) 福祉事業者

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、市民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的・物的資源を活かしながら、市民が地域活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されています。

3 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的としています。

このため、市社会福祉協議会は、行政と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、本計画の基本的な考え方等を基に、具体的な行動（活動）計画を策定し、その推進において市民、各種団体や市との調整役としての役割を担います。

4 行政（市）の役割

市は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する義務と責任があります。そのため、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関連機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図り、市民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努めなければなりません。

また、計画が効果的に推進できるように福祉保健部を中心に各関係部局と連携し、計画に掲げる事業の進捗状況をふまえつつ計画の推進に努めていきます。

第3 計画の進行管理

計画の進捗状況の確認や評価については、「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会」において、第2次光市総合計画との整合性を考慮し、総合計画に掲げる数値目標などを用いて地域福祉の推進がどの程度進んだのかPDCAサイクルのもとに評価し、計画の推進を図ります。

なお、進捗状況や施策の見直し等協議した結果については、市のホームページや社協だよりにより広く市民の皆さんに公表します。

